

(附則第五十七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(厚生省の所掌事務)</p> <p>第五条 厚生省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、六十一 (略)</p> <p>六十二 社会福利施設の助長及び監督を行うこと</p> <p>六十三、百十二 (略)</p> <p>(厚生省の権限)</p> <p>第六条 厚生省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、五十二 (略)</p> <p>五十三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、社会福祉法人の設立、解散又は合併を認可し、その解散又は収益事業の停止を命じ、社会福祉主事の資格を得るに必要な講習会、社会福祉事業従事者試験等を指定し、及び基本指針を定め、並びに同法の規定に基づき中央福祉人材センター及び福利厚生センターを指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。</p> <p>五十四、八十九 (略)</p>	<p>(厚生省の所掌事務)</p> <p>第五条 厚生省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一、六十一 (略)</p> <p>六十二 公益質屋その他社会福利施設の助長及び監督を行うこと</p> <p>六十三、百十二 (略)</p> <p>(厚生省の権限)</p> <p>第六条 厚生省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。</p> <p>一、五十二 (略)</p> <p>五十三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、社会福祉法人の設立、解散又は合併を認可し、その解散又は収益事業の停止を命じ、社会福祉主事の資格を得るに必要な講習会、社会福祉事業従事者試験等を指定し、及び基本指針を定め、並びに同法の規定に基づき中央福祉人材センター及び福利厚生センターを指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。</p> <p>五十四、八十九 (略)</p>